

広島県告示第千百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年十一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
古江西町二十五地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市西区	古江西町			一一四三番一	標柱一号
				一四八一番	標柱二号、三号及び四号
				一二五〇番一	標柱五号
				一二五〇番二	標柱六号
				一二四五番一地先里道敷	標柱七号
				一二四三番一地先里道敷	標柱八号